

岩手県告示第477号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、次のとおり特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、その旨公告する。

なお、同条第4項の規定により、平成25年6月21日から同年7月10日まで関係書類を縦覧に供する。

平成25年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
音部地区	水産生産基盤整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書の案	岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター